

養子縁組 届出の受理は慎重に

**相談者 (Aさん)**  
最近養子縁組を巡るトラブルが多いので、今日は養子縁組についてお尋ねしたいと思います。自分が知らない間に養子にされていたという問題がありますが、これを防ぐ方法は無いものでしょうか？

**弁護士** これは養子縁組だけでなく、戸籍の届出について共通する問題ですね。ご承知のとおり、養子縁組も婚姻の場合と同じように市町村役場に届出て受理されることよって成立します。従って、市町村役場における届出受理の段階でどこまで本人の意思確認をすべきか、ということになりますね。

**Aさん** どんな注意をしたら良いのでしょうか？

**弁護士** 戸籍法では、戸籍に関する事務は市町村長が管掌（管轄の仕事として取り扱うこと）することにされており、届出は届出事件の本人の本籍地又は、届出人の所在地でなければならぬことになっていきますね。そして法務大臣の定めた様式によって届出しなければならぬことになっていきますから当然これらの確認が必要ですね。

**Aさん** その外にどんなことがありますか？



なるところは無くなります。そういったことから、親子とするには不自然なもの、相続の際一方の配偶者が不利にならないような配慮、未成年者もしくは幼者を養子とする場合に起こり得る濫用の防止などの必要から前に述べた様な制約があるのです。

**Aさん** そうしますと、届出受理の際は、本人の意思確認の外に、今お話しした養子縁組が許されない場合に該当しないものであることのチェックも必要、ということになりますか？

**弁護士** その通りです。  
**Aさん** もし、誤って受理されたらどうなりますか？

**弁護士** 養子縁組は届出受理によって有効に成立します。しかし、本人に縁組をする意思がないのに勝手に届出されたというのであればそれは無効です。又、縁組意思は

法律に強くなる!

連載【まちづくりの法律相談】

第3回

養子縁組 届出の受理は慎重に

**弁護士** 前に述べたのは戸籍届出一般に共通することですが、養子縁組の場合は民法上種々の制限がありますので、そのチェックも必要になります。

有るけれども法律上認められない場合（前に述べた六つの場合）は縁組の取消し原因になります。

しかし、届出によって戸籍に養子縁組が有効なものとして記載されていますから、これを訂正するには人事訴訟手続法によって養子縁組の無効又は取消しの裁判を養親の裁判籍（事件と裁判所の管轄地域との関係）を有する地方裁判所に出さなくてはなりません。そして確定判決により戸籍を訂正します。

**Aさん** しかし窓口で以上のことを全て間違ひなく確認することは難しいのではないのでしょうか。とくに始めにお尋ねした本人確認は困難だと思いませんか？

**弁護士** 法務省は本年三月、窓口で届出た者が本人かどうか確認するよう全国の市町村に通達しています。しかし形式が整っていない、あくまでも本人らしい人から本人だと主張されれば届出を受理せざるを得ないだろうと思います。先日のある新聞によりますと、宮城県内六二市町村（全体の八五%）で本人確認が行われているそうです。それぞれ苦勞し、工夫して本人確認を行っているものと思います。一〇〇%確実な方法というものは無いのですが、本人確認を行うことにより少なくとも「虚偽の届出を

**Aさん** 具体的にはどんなことでしょうか？  
**弁護士** ①まず養親となる人は成年に達していなければなりません。②次に、自分の尊属（親等上父母と同列以上にある親族）又は自分より年長者を養子とすることは出来ません。③次に、結婚している人が未成年者を養子とするときは配偶者と一緒になければなりません。（但し、配偶者の嫡出子を養子とする場合を除きます）④結婚している人が養子縁組をするときは、養子となる場合でも、又養親となる場合であっても他方配偶者の同意を得なければなりません。⑤養子となる人が十五歳未満のときはその法定代理人の承諾が必要です。⑥未成年者を養子とするときは家庭裁判所の許可が必要となります。

**Aさん** どうして養子縁組をするのにそんな制約があるのでしょうか？

**弁護士** 養子制度には色々歴史があり諸外国の立法例も様々です。養親子関係は人為的に親子関係を作る制度で、古くは「家のため」でしたが「親のため」に移り、現在は「子のため」の養子制度だけを認めようとしています。

戸籍役場で養子縁組届出が受理されますと、その日から養子は養親の嫡出子としての身分を取得し、相続の関係では実子と異

防止する心理的効果」は有りますので、継続して行われるべきものと思います。

**Aさん** 最後に、虚偽の届出を誤って受理した職員の過失が問われることはありますか？

**弁護士** 国家賠償法上の責任が生ずることは有り得ます。印鑑証明、証明事務の担当職員の過失の有無について裁判例では職務行為説（職務行為のなされた当時の状況下で職務行為に合理性が欠けていたかどうか）と結果違法説（判明した結果から既になされた職務行為の過失の有無を判断する）との対立があり、近時は職務行為説が有力です。

従って、本人確認がきちんと行われている限り職員の過失が問われることはありません。

**Aさん** どうも有難うございました。



阿部 長 (あべ ひさし)  
宮城県町村会顧問弁護士  
©PROFILE  
1932年生まれ  
1965年 弁護士登録